

各種受給者証などの更新時期です

後期高齢者医療制度に加入している方へ

新しい保険証を 2回お送りします

後期高齢者医療被保険者証(保険証)を今年は2回お送りします。

1回目は、7月末までにお送りします。有効期間は8月19月末で**ねずみ色**です。医療機関で支払う自己負担割合は1割または3割です。
2回目は、9月末までにお送りします。有効期間は10月

令和5年7月末で水色です。医療機関で支払う自己負担割合は1割、2割(新設)、3割です。(自己負担割合は令和3年中の所得により決まります)

後期高齢者医療限度額適用 ・標準負担額減額認定証

令和4年度市民税非課税世帯の方に交付します。対象の方には申請書を郵送していま

すので窓口へ提出してください。

後期高齢者医療限度額 適用認定証

自己負担額が3割の方で、所得要件に該当する方に交付します。対象の方には申請書を郵送していただきますので窓口へ提出してください。

※いずれの認定証も、現在お持ちで、8月以降も対象となる方には、保険証と一緒に郵送します。申請は不要です。新しい認定証の有効期限は令和5年7月末です。7月末までに送付する1回目の保険証とは、有効期限が異なりますのでご注意ください。

問合せ
市民保険課 ☎89・2159
地域局市民福祉課
☎73・2114

マル福カードの対象の方へ

マル福カードの 更新時期です

対象

- 乳幼児および小中学生
- 高校生など
- ひとり親家庭の児童
- 身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aをお持ちの社会保険本人
- 65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちの方

※対象区分によっては所得制限があります。制限額を超えて対象とならない方には、非該当通知を送ります。

【更新手続きが不要な方】

令和4年度(3年中)の所得確認ができ、引き続き該当となる方には8月1日(月)から使えるマル福カードを7月末までに郵送します。

【更新手続きが必要な方】

- 新たに該当する方
- 令和4年度(3年中)の申告状況や所得確認ができない方

※手続きが必要な方には、後日郵送で通知します。

問合せ

市民保険課 ☎89・2159
地域局市民福祉課
☎73・2114

※県外の医療機関で受診した場合、申請することにより、支払った医療費の自己負担分を、後日振り込みます。

※10月から新たに対象となる市民税所得割課税世帯の高校生などについては、8月中旬に対象者へ申請書を送付する予定です。詳細は広報のしろ8月10日号でお知らせします。

NEWS!! 10月1日(土)から医療費の自己負担割合が変わります!

一定以上の所得のある方について、医療費の窓口負担が**2割負担**になります。

■対象世帯

- 現役並み所得者(3割負担)ではない
- 世帯内の被保険者に課税所得が28万円以上の方がある
- 被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が200万円以上(同世帯に被保険者が2人以上いる場合は320万円以上)

配慮措置があります

施行後3年間は、2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴う外来医療の負担増加額を月3,000円までに抑えます。窓口では2割分を支払うこととなりますが、後日、差額が登録口座へ振り込まれます。

※口座未登録の方には秋田県後期高齢者医療広域連合から登録勧奨通知が送られます。

65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちで、マル福カードを持っていない方へ

国民健康保険や社会保険などの被扶養者の方で、ご本人や同一世帯のご家族の所得金額が基準額を超えていなければ、マル福カードを交付し、医療費の自己負担額を全額助成します。